

短期給付（医療給付）

据え置きとなります

組合員数については、昨年度とほぼ変化が無く推移する見込みであり、標準報酬月額を人事院勧告の給与改定により、令和5年度と比べ22千円の増額となることが想定されます。

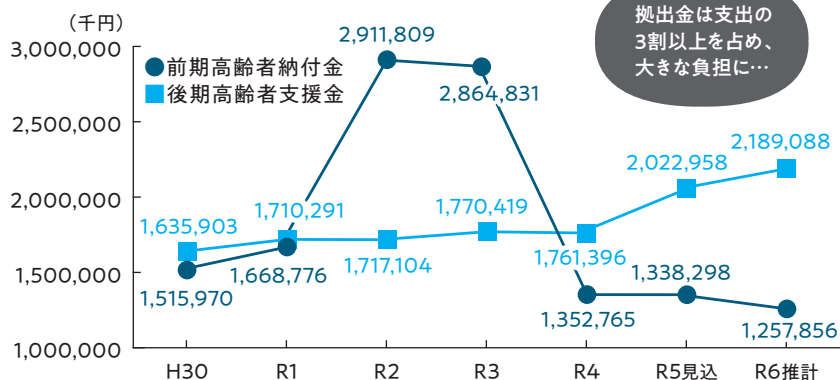
支出では、医療費が令和5年度は令和4年10月から加入の短期組合員が満年度となり組合員数が増加したことで、4,910,036千円（対前年約900,000千円増）、令和6年度においては4,998,479千円（対前年約88,000千円増）が見込まれます。また、高齢者医療制度への拠出金については、前期高齢者納付金が令和5年度には1,338,298千円（対前年約14,500千円減）、令和6年度においては1,257,856千円（対前年約80,000千円減）が見込まれます。しかしながら、後期高齢者支援金については、標準報酬総額の増額に伴い令和5年度は2,022,958千円（対前年約262,000千円増）、令和6年度は2,189,088千円（対前年約166,000千円増）が見込まれます。令和5年度の短期財源率※1は、医療費の

急増に伴い引き上げたところですが、今年度は財源率を据え置きの97.00%とし、これにより収支は約29,643千円の損失金が見込まれますが、積立金を取り崩して損失金を補うこととします。

高齢者医療制度への拠出金については、「高齢者医療制度への拠出金の状況」にもあるとおり、後期高齢者支援金が増加傾向にあり短期財政に大きな影響を与えることから、来年度以降についても拠出金が増加となれば財源率の引き上げは避けられない状況となります。組合員および被扶養者の皆様におかれましては、**日頃からの健康管理を心がけていただくとともに、特定健康診査・特定保健指導や健康サポート事業、ジェネリック医薬品等を積極的にご活用いただき、医療費の削減にご協力いただきますようお願い申し上げます。**

※1 短期財源率とは、標準報酬の月額や標準期末手当等の額に対する掛金率（組合員が負担）と負担金率（地方公共団体が負担）を合わせた率です。

高齢者医療制度への拠出金の状況



令和6年度 基本保険料率と 特定保険料率

掛金率	基本保険料率※2	32.64%
	特定保険料率※3	15.86%
	計	48.50%
負担金率	基本保険料率※2	32.64%
	特定保険料率※3	15.86%
	計	48.50%
短期給付財源率(合計)		97.00%

※2 基本保険料率とは、組合員と被扶養者の医療給付に充てるための財源率です。

※3 特定保険料率とは、高齢者医療制度への拠出金に充てるための財源率です。

介護保険

0.70%引き上げとなります

介護納付金につきましては、右図の「介護納付金の状況」のとおり年々増加傾向にあり、要因としては令和2年度から負担割合が全面総報酬割（保険者ごとの報酬総額に比例した負担）となったことで、標準報酬総額が増加したことであります。令和6年度は1,087,432千円（対前年63,310千円増）となることが見込まれ、**財源率を据え置いた場合約54,000千円の損失金が生じ、積立金が枯渇する恐れ**があることから、収支の均衡を図るため今年度は財源率を0.70%引き上げた17.00%といたします。

介護納付金の状況

